

福岡県公報

平成十七年八月二十六日
第二千四百三十号
増刊 ①

ホ 規則第四条の規定に基づき、管理及び利用の手続を定めること。
ヘ 規則第九条の規定に基づき、普通観覧料のうち特別展示の観覧料及び特別観覧料のうちその他の写真撮影等料金を定めること。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

規則（第七十四号）
目次

○福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

（人事課）…………一

規則
福岡県規則第七十四号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年八月二十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則
福岡県事務委任規則（昭和四十年福岡県規則第二十二号）の一部を次のように改正す

る。

目次中「第十九条」を「第十九条の二」に改める。

第十九条の二第一号中「使用料」を「管理及び運営」に改め、同号に後段として次の
ようになります。

この号中福岡県立アジア文化交流センター条例（平成十七年福岡県条例第十二号

）を「条例」、福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則（平成十七年福岡県
規則第七十二号）を「規則」という。

第十九条の二第一号イ中「福岡県立アジア文化交流センター条例（平成十七年福岡県
条例第十二号。以下この号中「条例」という。）」を「条例」に改め、同号に次のよう
に加える。

- ハ 規則第一条第一項の規定に基づき、臨時に休館し、又は開館すること。
- ニ 規則第三条第一項の規定に基づき、臨時に開館時間等を変更すること。

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
株福岡市
式市東区箱
会社崎ふ
川頭六島
丁目弘文
番文四
二社号

定価
一箇月一三五〇円(税込・郵便料別)